

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	県税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課する地方税のうち県税の賦課徴収又は県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務 1. 納税義務者からの申告、届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽油引取税、鉱区税、狩猟税等) 2. 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 督促、催告や差押等を行う滞納整理業務 4. 納税義務者の宛名情報の特定や名寄せを行う共通宛名管理業務 <一般的な事務の流れ> ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受付ける。 ②必要に応じて申告書等の内容を調査する。 ③納税義務者に納税通知書等を送付する。 ④納税義務者が金融機関、コンビニ、各地方局、支局の窓口及びクレジット、マルチペイメントネットワーク、スマートフォンで納付する。 ⑤納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付する。 ⑥⑦納税者から納税証明書の交付申請があった場合は、納税証明書を交付する。 ⑧納税義務者からの納付がない場合は、督促状を送付し督促を行う。 ⑨納税義務者からの納付がない場合、催告書による催告や差押え等の滞納整理を行う。
③システムの名称	県税クラウドサービス、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

県税クラウドサービスデータベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	愛媛県総務部行財政推進局税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244 【地方機関総合窓口】 ・東予地方局総務県民課 〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300 ・四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 ・東予地方局産業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322 ・今治支局総務県民室 〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500 ・中予地方局総務県民課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132 089-941-1111 ・久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210 ・南予地方局総務県民課 〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211 ・八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111 ・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425-1 0893-24-5121 ・西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175の3 0894-62-1331 ・愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛媛県総務部行財政推進局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-2 NTTコム松山ビル 電話番号:089-912-2201
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	Empty space for the reason of application

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	--	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証による管理及び特定個人情報へのアクセスのログをとっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月6日	I 5 ②所属長	税務課長 松田 務	税務課長 伊藤 理	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
平成31年1月4日	I 5 ②所属長の役職名	税務課長 伊藤 理	税務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しにより様式が改訂されたため
令和2年3月31日	I 1 ②事務の概要	<前略> 1. 納税義務者からの申告、届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税等) <中略> ④納税義務者が金融機関、コンビニ、各地方局及び支局の窓口で納付する。 <後略>	<前略> 1. 納税義務者からの申告、届出等による課税業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽油引取税、鉱区税、狩猟税等) <中略> ④納税義務者が金融機関、コンビニ、各地方局、支局の窓口及びクレジット、マルチペイメントネットワーク、スマートフォンで納付する。 <後略>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき特定個人情報保護評価の再実施を行ったため
令和2年3月31日	I 7 請求先	・四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番53号 0896-24-4455 ・西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175の3 0894-62-1331 ・愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145	・四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455 ・西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175の3 0894-62-1331 ・愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420 0895-72-1145	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条に基づき特定個人情報保護評価の再実施を行ったため
令和3年3月31日	V 1 ①請求先	・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121	・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市東大洲174 0893-24-5121	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和3年10月1日	I 1 ③システムの名称	県税オンラインシステム	県税オンラインシステム(令和4年9月末まで運用予定)、県税クラウドサービス(令和4年10月から運用開始予定)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	I 2特定個人情報ファイル名	県税オンラインシステムデータベースファイル	県税オンラインシステムデータベースファイル(令和4年9月末まで運用予定) 県税クラウドサービスデータベースファイル(令和4年10月から運用開始予定)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき重要な変更を加えるため
令和3年10月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 1 ③システムの名称	県税オンラインシステム(令和4年9月末まで運用予定)、県税クラウドサービス(令和4年10月から運用開始予定)	県税クラウドサービス	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 2特定個人情報ファイル名	県税オンラインシステムデータベースファイル(令和4年9月末まで運用予定) 県税クラウドサービスデータベースファイル(令和4年10月から運用開始予定)	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 7 請求先	・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市東大洲174 0893-24-5121	・大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愛媛県大洲市田口甲425-1 0893-24-5121	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和5年4月1日	I 8 連絡先	愛媛県総務部行財政改革局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号:089-912-2201	愛媛県総務部行財政改革局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-2 NTTコム松山ビル 電話番号:089-912-2201	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	I 5 ①部署	愛媛県総務部行財政改革局税務課	愛媛県総務部行財政推進局税務課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和6年4月1日	I 8 連絡先	愛媛県総務部行財政改革局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号:089-912-2201	愛媛県総務部行財政推進局税務課 〒790-8570 松山市一番町4-2 NTTコム松山ビル 電話番号:089-912-2201	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年2月28日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年2月28日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	・番号法第19条第8号 別表49の項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年2月28日	Ⅱ-1	令和6年3月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年2月28日	Ⅱ-2	令和6年3月31日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づき見直しを行ったため
令和7年2月28日	8 人手を介在させる作業		無	事後	様式変更のため
令和7年2月28日	11 最も優先度が高いと考えられる対策		全項目評価を実施する	事後	様式変更のため